* 特定非営利活動法人フレンドシップ定款

第１章　総　則

（名 称）

1. この法人は、特定非営利活動法人フレンドシップという 。

（事務所）

1. この法人は、主たる事務所を東京都江戸川区に置く。

（目 的）

1. この法人は広く一般市民を対象として、難病及び移植医療の患者の方々を支援するため、難病及び移植医療に関する相談、情報提供による支援事業、難病及び移植医療に関するセミナー等の開催事業及び正しい知識の普及と啓発の事業等を行い、もって保健、医療又は福祉の増進、社会教育の推進及びこどもの健全育成に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

1. この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第２条別表

　　一　　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

　　二　　社会教育の推進を図る活動

　　六　　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

　　十三　子どもの健全育成を図る活動

　　十九　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助

　　　　　の活動

　　　　を行う。

（事業の種類）

1. この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
2. 特定非営利活動に係る事業

　①　難病及び移植医療に関する相談、情報提供による支援事業

　　②　難病及び移植医療に関するセミナー等の開催事業

　　③　難病及び移植医療に関する正しい知識の普及と啓発の事業

　　④　難病及び移植医療に関する支援団体と被支援団体とを結ぶコーディネート

　　　　事業

　　⑤　難病及び移植医療と闘っている方々を支援する団体及び被支援団体への財

　　　　政的な支援事業

　　⑥　その他本会の目的を達成するために必要な事業

1. 収益事業

　　①　イベント開催事業

　　②　物品の製造又は販売

２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものと

　　し、その収益は、同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第２章　会　員

（種　別）

1. この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

　(1)　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

　(2)　賛助会員　 この法人の目的に賛同し、賛助するため入会した個人及び団体

（入　会）

1. 正会員の入会については、次に掲げる条件を備えなければならないが、賛助会

員の入会については、特に条件を定めない。

1. この法人の運営について積極的に参加する意思があること。
2. 総会に出席可能であること。
3. 事務局との連絡が容易に図れること。

２　正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

1. 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

1. 会員が次の各号のに該当する場合には、その資格を喪失する。
2. 退会届の提出をし たとき。
3. 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
4. 継続して２年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。

（退　会）

1. 会員は、理事長が別に定める退会屈を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

1. 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により 、これを除名することができる。
2. この定款に違反したとき。
3. 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

２　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機

　　会を与えなければならない。（選任等）

（拠出金品の不返還）

1. 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役 　員

（種別及び定数）

1. この法人に、次の役員を置く。

　(1)　理事３人以上

　(2)　監事１人以上

２　理事のうち、1人を理事長、 1人を副理事長とする。

３　理事のうち、若干名の常務理事、専務理事を置くことができる。

（選任等）

1. 理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長・副理事長・専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者及び三等親以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該会員並びにその配偶者及び三等親以内の親族が役員の総数の 3分の1を超えて含まれること になってはなら ない。

４　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職 務）

1. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けた

　　ときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３ 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局の管理をし、理事長及び副理

　　事長に事故があると き、又は理事長及び副理事長が欠けたと きは、理事長があらかじ

　　め指名した順序によって、その職務を代行する。

４　常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本法人の常務を処理し、専務理事に事故

　　があるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

５　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づ

　　き、協議会の業務を執行する。

６　監事は、次に掲げる職務を行う。

　(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

　(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

　(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又

　　　 は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これ

　　　 を総会又は所轄庁に報告すること。

　(4)　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

　(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる

　　　こと。

（任期等）

1. 役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の

　　任期の残存期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わな

　　ければならない。

（欠員補充）

1. 理事又は監事のうち、その定数の ３分のl を超える者が欠けたと きは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解　任）

1. 役員が次の各号に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

　(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

　(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

２　前項の規定により役員を解任しよう とする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機

　　会を与えなければならない。

（報酬等）

1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第 4章 会 議

（種　別）

1. この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

２　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

1. 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

1. 総会は、以下の事項について議決する。

　(1)　定款の変更

　(2)　解散及び合併

　(3)　会員の除名

　(4)　事業計画及び収支予算並びに其の変更

　(5)　事業報告及び収支決算

　(6)　役員の選任又は解任、職務及び報酬

　(7)　入会金及び会費の額

　(8)　借入金（事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）

　(9)　事務局の組織及び運営

　(10) 解散における残余財産の帰属

　(11) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

1. 通常総会は、毎年 1回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

　(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

　(2)　正会員総数の 5分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求が

　　　 あったとき。

1. 監事が第15条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

1. 総会は、前条第 2項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第2項第１号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から

　　３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面によ

　　り、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

1. 総会の議長は、その総会に出席 した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

1. 総会は、正会員総数の2分の 1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

1. 総会の議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項と

　　　　する。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決

　　し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

1. 各正会員の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項につ

　　いて、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の規定の適用については、

　　出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるこ

　　とができない。

（総会の議事録）

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　(1)　日時及び場所

　(2)　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、そ

　　　 の数を付記すること。）

　(3) 審議事項

　(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

　(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名が記名押印又

　　は署名しなければならない。

（理事会の構成）

1. 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

1. 理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

　(1)　総会に付議すべき事項

　(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

　(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（理事会の開催）

1. 理事会は、次に揚げる場合に開催する。

　(1)　理事長が必要と認めたとき。

　(2) 理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招

　　　 集の請求があったとき。

（理事会の招集）

1. 理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号の場合にはその日から３０日以内に理事会を招集しなければ

　　ならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面に

　　より、少なくとも１０日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

1. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議事）

1. 理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知

した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す

　　るところによる。

（理事会の表決権等）

1. 各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項

　　について書面をもって表決することができる。

３　前項の規定により表決した理事は、次条第１項の適用については、理事会に出席し

　　たものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる

　　ことができない。

（理事会の議事録）

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　(1)　日時及び場所

　(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記す

　　　 ること。）

　(3)　審議事項

　(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

　(5)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2人が記名押印又は署名しなければならない。

第 ５章　資　産

（構　成）

1. この法人の資産は、次の各号に掲げるも のをもって構成する。

　(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

　(2)　入会金及び会費

　(3)　寄付金品

　(4)　財産から生じる収入

　(5)　事業に伴う収入

　(6)　その他の収入

（区　分）

1. この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、

その他の事業に関する資産の２種とする。

（管　理）

1. この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が

別に定める。

第 ６章　会　計

（会計の原則）

1. この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行わなければなら

ない。

（会計区分）

1. この法人の会計は、次のとおり区分する。

　(1)　特定非営利活動に係る事業会計

　(2)　その他の事業会計

（事業年度）

1. この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

1. この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごと に理事長が作

成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により 予算が成立しないときは、理

事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

1. 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の 追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

1. この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する事書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

1. 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

1. この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の 3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第 3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

1. この法人は、次に掲げる事由により解散する。

　(1)　総会の決議

　(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

　(3)　正会員の欠乏

　(4)　合併

　(5)　破産

　(6)　所轄庁による設立の認証の取り消し

２　前第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承

　　認を得なければならない。

３　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

（残余財産の帰属）

1. この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会において議決したものに譲渡する。

（合併）

1. この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

1. この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に搭載して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

1. この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

1. 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

1. 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の決議を経て理事長が別に定める。

第10章　雑　則

（細則）

1. この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、平成２７年１０月１日から施行する。